

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 46 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 43 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

三重国民年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎月、妻が役場に納付していた。妻が納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているほか、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 1 月に、申立人の妻と連番で払い出されており、申立人及びその妻共に 60 年 12 月の国民年金保険料から納付されていることから、申立人及びその妻は同時に納付を行い始めたと考えられる上、申立人の申立期間直前の保険料については現年度納付されており、申立期間に係るその妻の保険料も納付済みであることから、申立人の申立期間の保険料のみをあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 5 月まで

申立期間については、夫が、自身の国民年金保険料の免除申請を行った際に、私の保険料についても免除申請を行ったはずである。当時、私たち夫婦は生計同一であったにもかかわらず、夫のみ免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続は申立人の夫が行ったとしているところ、その夫については、申立期間は国民年金保険料の免除期間となっている上、保険料の免除要件の一つである所得要件については世帯収入で判断するとされているが、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで申立人の夫の厚生年金保険の被扶養者であることが確認できることから、申立期間当時、申立人とその夫の生計は同一であったと考えられる。

また、申立人の夫に聴取したところ、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続は夫婦二人分を行ったとしている上、申立期間より前の納付状況をもみても、未納期間や申請免除期間は申立人及びその夫共に同一となっているため、申立人の夫は、免除申請手続についても了知していたと考えられることから、申立期間について、申立人の夫の免除申請のみを行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

申立期間当時は、夫と農業を営んでおり、生計は同一であったので、夫が国民年金保険料を納付しているのであれば、自分も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い上、申立人の夫についても、昭和40年4月以降、60歳に到達する平成元年*月まで保険料をすべて納付している。

また、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人の夫は42年10月ごろに国民年金保険料を過年度納付したと考えられる上、申立人は、申立期間当時、申立人及びその夫の保険料は一緒に納付していたとしているところ、社会保険事務所（当時）及び市の記録により、申立期間直後の41年4月から44年6月までの保険料については、申立人及びその夫の納付日は同じであることが確認でき、申立人及びその夫の納付行為は基本的に同一であったと考えられることから、当該期間に係る申立人の保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人の夫が上記保険料を過年度納付した時点では、当該期間は時効により保険料を納付できなかったと考えられる上、当該期間については、その夫も国民年金保険料は未納となっており、申立人及びその夫に聴取しても、当該期間の保険料の納付方法等についての記憶が無く、納付状況が不明であるほか、当該期間について、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月26日から同年11月9日まで

社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の加入記録では、昭和39年10月26日から同年11月9日までの記録が無いことが分かった。しかし、私はA社に39年4月1日に入社し、平成10年5月25日に退社するまで継続して勤務してきた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出された人事記録、申立人から提出された同社の在籍証明書、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務（昭和39年10月26日にA社C工場から同社B工場に異動）していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外の期間においても、A社の本社及び各工場に異動しているが、申立期間以外は厚生年金保険の加入記録が継続している上、申立人と同日に同社C工場の被保険者資格を喪失した複数の同僚については、厚生年金保険の加入記録が継続していることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、同社C工場）における資格喪失日は昭和44年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月29日から44年2月1日まで

私は、昭和39年11月15日から44年1月31日までA社B工場で勤務していたが、同年2月1日に同社D工場に異動した。同社の在職期間証明書、厚生年金保険加入記録証明書及び申立期間に係る給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における在職期間証明書、厚生年金保険加入記録証明書、申立期間に係る給与明細書、同社本社から提出された従業員台帳（社内履歴）、A社企業年金基金から提出された加入員台帳及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年2月1日にA社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届及び資格取得届によると、申立人のA社B工場における資格喪失日及び同社D工場における資格取得日は昭和44年2月1日となっていることが確認できる上、同企業年金基金は、「申立期間当時、資格得喪の届出書は複写式の様式を使用しており、社会保険事務所（当時）と同企業年金基金に対し当該複写式の届出書を届け出ている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 44 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和 43 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6 万円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月29日から同年4月1日まで

私は、B事業所に入社する前日の昭和49年3月31日までA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の複数の同僚が、「申立人は月末まで勤務していた。」旨供述をしている上、同社から「会社が創設されたばかりで社会保険事務に不慣れなこともあり、当社の手続ミスがあったと考えられる。厚生年金保険料は控除されていたはずだが、資料は残っていない。」と回答していることから判断すると、申立人は昭和49年3月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付する義務については、A社から「確認できる関連資料等はないが、事務上の手続に過誤があったと思う。」と回答しており、事業主が昭和49年3月29日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から21年1月10日まで

昭和14年ごろからA社の正社員として勤務しており、厚生年金保険制度が始まった17年から厚生年金保険に加入した。死亡退職するまで同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白期間があるのは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C工場から同社B工場に転勤したとしているところ、申立期間に同社B工場に在籍していた複数の同僚の供述から、申立人が同社C工場から異動し、申立期間において同社B工場で勤務していたことが認められる。

また、A社B工場における同僚については、いずれも申立期間に係る同事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、このうちの一人から申立人とは当該事業所で同様の業務に従事していたと供述している。

さらに、事業主は、「正社員であれば入社と同時に厚生年金保険へ加入していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬等級が最高等級である15等級（150円）となっているが、最高等級が昭和19年6月1日の改正により20等級（200円）となっていることから、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月21日まで

私は、昭和39年4月2日にB社に入社し、平成13年8月1日に退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間はA社に出向していたがB社に在籍しており、同社が発行した経歴証明書及び厚生年金保険加入記録証明書を持っている。申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社の照会結果から、A社はB社の関連会社であったと推認されるところ、同社本社から提出された従業員台帳、申立人から提出された同社の経歴証明書及び厚生年金保険加入記録証明書から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年11月21日にA社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 31 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 1 日から 43 年 2 月 14 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 11 日から 46 年 4 月 21 日まで
④ 昭和 47 年 4 月 10 日から 48 年 9 月 12 日まで
⑤ 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 29 日まで

社会保険事務所（当時）から申立期間に係る脱退手当金を受給しているとの回答があったが、私は脱退手当金について受給した記憶が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 50 年 10 月 3 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間については脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間③、④及び⑤はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎されておらず、未請求となっている。しかしながら、6 回の被保険者期間のうち、5 回の被保険者期間のみを請求し、約 2 年間勤務した最初の事業所における被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重厚生年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を46万1,000円、17年3月31日を18万2,000円、18年3月27日及び19年3月27日を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞

与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 46 万 1,000 円、申立期間②は 18 万 2,000 円、申立期間③及び④は 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を40万8,000円、17年3月31日を14万4,000円、18年3月27日を20万7,000円、19年3月27日を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 40 万 8,000 円、申立期間②は 14 万 4,000 円、申立期間③は 20 万 7,000 円、申立期間④は 21 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を40万2,000円、17年3月31日を15万8,000円、18年3月27日を22万6,000円、19年3月27日を22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 40 万 2,000 円、申立期間②は 15 万 8,000 円、申立期間③は 22 万 6,000 円、申立期間④は 22 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を17万8,000円、17年3月31日を11万1,000円、18年3月27日を15万9,000円、19年3月27日を16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 17 万 8,000 円、申立期間②は 11 万 1,000 円、申立期間③は 15 万 9,000 円、申立期間④は 16 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を47万5,000円、17年3月31日を16万円、18年3月27日を22万9,000円、19年3月27日を23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 47 万 5,000 円、申立期間②は 16 万円、申立期間③は 22 万 9,000 円、申立期間④は 23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 758

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を21万円、17年3月31日を12万8,000円、18年3月27日を18万3,000円、19年3月27日を18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 21 万円、申立期間②は 12 万 8,000 円、申立期間③は 18 万 3,000 円、申立期間④は 18 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を27万2,000円、17年3月31日を10万8,000円、18年3月27日を15万5,000円、19年3月27日を17万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 27 万 2,000 円、申立期間②は 10 万 8,000 円、申立期間③は 15 万 5,000 円、申立期間④は 17 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成17年3月31日を13万8,000円、18年3月27日を19万8,000円、19年3月27日を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月31日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 13 万 8,000 円、申立期間②は 19 万 8,000 円、申立期間③は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成18年3月27日を10万円、19年3月27日を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月27日
② 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成19年3月27日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を25万8,000円、17年3月31日を7万8,000円、18年3月27日を15万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日及び18年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万8,000円、申立期間②は7万8,000円、申立期間③は15万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を14万円、18年3月27日を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月31日
② 平成18年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日及び18年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万円、申立期間②は4万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年3月31日の標準賞与額を49万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、49万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年3月31日の標準賞与額を44万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、44万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を24万8,000円、17年3月31日を8万9,000円、18年3月27日を12万7,000円、19年3月27日を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万8,000円、申立期間②は8万9,000円、申立期間③は12万7,000円、申立期間④は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を24万8,000円、17年3月31日を8万8,000円、18年3月27日を12万7,000円、19年3月27日を11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万8,000円、申立期間②は8万8,000円、申立期間③は12万7,000円、申立期間④は11万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を24万8,000円、17年3月31日を8万8,000円、18年3月27日を12万7,000円、19年3月27日を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万8,000円、申立期間②は8万8,000円、申立期間③は12万7,000円、申立期間④は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成17年3月31日を8万6,000円、18年3月27日を12万3,000円、19年3月27日を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月31日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万6,000円、申立期間②は12万3,000円、申立期間③は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成17年3月31日を8万6,000円、18年3月27日を12万3,000円、19年3月27日を12万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月31日
② 平成18年3月27日
③ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万6,000円、申立期間②は12万3,000円、申立期間③は12万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成18年3月27日を12万3,000円、19年3月27日を12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月27日
② 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万3,000円、申立期間②は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成18年3月27日を12万3,000円、19年3月27日を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月27日
② 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万3,000円、申立期間②は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を7万7,000円、17年3月31日を9万4,000円、18年3月27日及び19年3月27日を13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万7,000円、申立期間②は9万4,000円、申立期間③及び④は13万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を19万2,000円、17年3月31日を8万4,000円、18年3月27日及び19年3月27日を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から申立期間①は 19 万 2,000 円、申立期間②は 8 万 4,000 円、申立期間③及び④は 12 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成18年3月27日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成18年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を19万6,000円、17年3月31日を8万5,000円、18年3月27日及び19年3月27日を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万6,000円、申立期間②は8万5,000円、申立期間③及び④は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を55万3,000円、17年3月31日を17万円、18年3月27日及び19年3月27日を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 55 万 3,000 円、申立期間②は 17 万円、申立期間③及び④は 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を44万7,000円、17年3月31日を14万4,000円、18年3月27日及び19年3月27日を20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 44 万 7,000 円、申立期間②は 14 万 4,000 円、申立期間③及び④は 20 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を45万1,000円、17年3月31日を15万9,000円、18年3月27日及び19年3月27日を22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 45 万 1,000 円、申立期間②は 15 万 9,000 円、申立期間③及び④は 22 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる

三重厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を32万7,000円、17年3月31日を12万2,000円、18年3月27日を17万5,000円、19年3月27日を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 32 万 7,000 円、申立期間②は 12 万 2,000 円、申立期間③は 17 万 5,000 円、申立期間④は 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を50万円、17年3月31日を17万7,000円、18年3月27日及び19年3月27日を25万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 50 万円、申立期間②は 17 万 7,000 円、申立期間③及び④は 25 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成19年3月27日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年3月31日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、26万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を47万6,000円、17年3月31日を15万3,000円、18年3月27日を21万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日及び18年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 47 万 6,000 円、申立期間②は 15 万 3,000 円、申立期間③は 21 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 786

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を37万円、17年3月31日を12万6,000円、18年3月27日及び19年3月27日を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日
④ 平成19年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日、18年3月27日及び19年3月27日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 37 万円、申立期間②は 12 万 6,000 円、申立期間③及び④は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を65万円、17年3月31日を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日及び17年3月31日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は65万円、申立期間②は14万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年3月31日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日に、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を平成16年3月31日を25万4,000円、17年3月31日を9万5,000円、18年3月27日を13万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月31日
③ 平成18年3月27日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、平成16年3月31日、17年3月31日及び18年3月27日に、事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万4,000円、申立期間②は9万5,000円、申立期間③は13万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 6 月までの期間及び 60 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 58 年 6 月まで
② 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 57 年 1 月から在日外国人も国民年金への加入が認められたため、加入手続を市役所の支所で行い、毎月、国民年金保険料を納付し領収書を受け取っていた。申立期間②については、会社を出産のため退社し、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。添付書類として夫の会社の証明書を支所に提出した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月の国民年金の第 3 号被保険者資格の取得に伴い払い出されているが、オンライン記録によると、申立期間①及び②のうち 60 年 3 月から同年 7 月までの期間については、平成 12 年 11 月に申立人の国民年金の加入記録が整理されたことに伴い、そきゅう遡及して未納期間（申立期間②のうち昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までについては、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから未加入期間）となったものである。このことを前提にすると、12 年 11 月に加入記録が整理されるまでは、申立期間はすべて未加入期間であったこととなり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳においても、国民年金の資格取得年月日は「61. 4. 1 〈3-A〉」と記載されており、第 3 号被保険者資格の取得に伴い払い出されていることが確認できる上、市が保管している

申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立人の資格取得年月日は昭和61年4月1日となっており、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人は、申立期間①当時に国民年金に加入した際に年金手帳の交付を受けた記憶が無いとしているほか、申立期間②の納付方法等も不明であるなど、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間当時、A社（現在は、B社）で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当社が保管している厚生年金保険の加入記録等が記載されている資料には、昭和 33 年 4 月から 44 年 4 月までの期間に申立人の氏名は無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」との回答があった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、同僚の一人は「申立人は、当時学校に通いながら勤務していたので、正社員ではなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 35 年 3 月 21 日資格取得）から*番（昭和 39 年 4 月 14 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名及び被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 29 日から 48 年 6 月 30 日まで
昭和 48 年 6 月に結婚し、その後も勤めていた会社に継続して勤務するつもりでいたが、通勤が不便なため退職した。退職時に退職金を現金で受け取った記憶はあるが、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無い。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 49 年 1 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 49 年 1 月 9 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 1 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和22年1月21日にA社（現在は、B社）に入社したが、厚生年金保険料については、同年3月分から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社健康保険組合の加入記録開始日及びA社企業年金基金におけるみなし加算開始日が昭和22年1月21日と確認できることから、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社で勤務していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に聴取したところ、これらの同僚は、いずれも本人が記憶している入社時期の1か月後から9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、複数の者がこの間は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨供述している。

また、これらの同僚のうち、申立人と同日（昭和22年1月21日）に入社したとしている二人及び昭和22年3月に入社したとしている同僚の3人については、申立人と同様に同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、同僚の1人は「会社から保険の説明があり、同年7月に一斉に加入した。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における被保険者資格の取得状況を調査したところ、同年4月に資格取得した2人以外は同年7月に119人（申立人を含む。）が一斉に資格取得していることから、同事業所においては、当時、一定期間内に採用した者を同年7月1日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

加えて、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得日は昭和22年7月1日と記載されており、社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない事業所に勤務していた期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月20日まで

中学校を卒業後、A社B工場に昭和19年4月1日から20年8月20日まで勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の期間照会回答書には「厚生年金保険の適用事業所として見当たりません。」との回答であった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B工場のあった樺太については、「樺太に施行すべき法令に関する法律（明治40年法律第25号）」及び「樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件（昭和18年勅令241号）」において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を樺太に適用する勅令は発せられていない。このことから、樺太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用は無かったことが判断できる。

また、申立期間のうち、昭和19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であるものの、同法では、女子は被保険者の範囲から除外されていることから、申立人（女性）は、当該期間において被保険者となることはできない。

さらに、A社本社から「当社が保管している昭和19年7月現在の同社B工場の従業員名簿には、申立人の氏名は確認できなかった。」との回答があった上、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の適用を受けない事業所に勤務していた期間であることから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 11 月 1 日まで

私は、A社を退職した後、B社の社員であった知人に紹介してもらい同社に入社した。昭和 38 年 4 月には当時同僚であった妻と結婚しているが、妻は同社に勤務していた期間すべてについて厚生年金保険に加入している。夫婦で同じ会社に勤務していたのに私だけ空白期間があることは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における申立期間当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚から当時のB社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、B社は平成 2 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間について申立人の氏名及び被保険者原票は無い。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人のB社に係る被保険者記号番号は、昭和 38 年 11 月 1 日から 11 月 8 日までの期間に払い出されており、申立人の同社における資格取得日とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。